

# 裁 決 書

審査請求人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

処 分 庁

[REDACTED]福祉事務所長

平成25年5月10日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

処分庁が平成25年3月13日付けで審査請求人に対して行った保護申請却下処分は、これを取消す。

## 理 由

## 第1 審査請求の趣旨及び理由

### 一 審査請求の趣旨

■■■■福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成25年3月13日付けで行った本件処分の取消しを求めるというものである。

### 二 審査請求の理由

- 1 本件処分通知に記載された保護申請却下の決定の理由は、請求人に理解できない内容であって、決定は文書で理由をつけて通知しなければならないとの法に違反する。
- 2 請求人は、特別障害者の子を持つ4人世帯の母親である。請求人の世帯は長女の障害基礎年金と障害者手当、三男の低額の勤労収入を合わせても保護基準以下の収入で生計を維持してきたが、それも限界となって保護の申請をした。ところが、本件処分は、その障害基礎年金、給与収入、預貯金・手持金を収入認定するにあたって重大な過失を犯している。



## 第2 処分庁の弁明

### 1 弁明の趣旨

処分庁は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

### 2 事件の経過

- (1) 平成25年2月15日、請求人の収入が少なく生活が大変との理由を付して保護を申請した。
- (2) 平成25年2月20日、法第29条に基づく戸籍・資産調査、年金調査、預貯金調査及び生命保険調査を実施するため、各関係機関に照会、同日、戸籍・資産調査に係る回答を受理した。
- (3) 平成25年2月21日、請求人に調査訪問を実施。「保護のしおり」により生活保護制度について説明し理解を得るとともに、保護申請に至った経緯、健康状態、資産、収入と稼働状況、扶養義務者、生い立ち等について聴取し回答を得た。
- (4) 平成25年3月7日、ケース検討会を実施。検討の結果、請求人の三男の給与に係る所得税及び通勤費を必要経費に加えるべきこと並びに世帯員の世帯員4人の通院に掛かる交通費を医療費に加えるべきことを確認した。
- (5) 同日、請求人の三男の平成24年10月、11月及び平成25年1月に係る給与明細の写しを受理。併せて、平成24年12月の給与明細については見あたらない

旨の回答を得た。また、請求人の三男に係る通勤費算定のため、

に通勤用定期券料金を照会、回答を得た。

- (6) 平成25年3月7日、ケース検討会を実施。検討の結果、請求人の三男の12月分給与明細を確認する必要があるが、不可能であれば通帳写しの給与明細額に基づき所得税額を見積もること及び請求人所有の自動車に係る任意保険の加入の有無について聴取すべきことを確認し、要否判定の結果、却下処理を進めることとした。
- (7) 同日、請求人と電話で交信、請求人の三男の12月分給与明細について今週中に確認することはできない旨回答があり、通帳写しの給与額に基づき所得税額を福祉事務所で見積もる旨伝え理解を得た。また、請求人所有の自動車にかかる任意保険は加入していない旨確認した。併せて、保護申請に対する決定について通知するため請求人宅を3月18日訪問することとした。
- (8) 平成25年3月13日、請求人の三男の通帳写しに記載の12月分給与をもとに、税額表により所得税額を確認し、要否判定に影響ないことを確認した。
- (9) 同日、資産（年金、就労収入等）の活用により生活可能であることから、保護申請を却下する旨の起案、決裁。同日付をもって保護申請却下処分とした。保護申請受理後14日を経過した理由は、就労収入調査に日数を要したことによるものである。
- (10) 平成25年3月18日、説明のため請求人と面接。特別障害者手当、障害基礎年金、三男の就労収入等で生活可能なため却下である旨説明し、理解を得る。併せて、障がい福祉サービスの利用についての助言を行い理解を得るとともに、今後も困ったことがあれば相談してほしい旨伝えた。

### 3 弁明の理由

本審査請求に係る争点は、審査請求に係る処分を通知する書面である保護申請却下通知書に記載された保護申請却下の理由が申請人たる請求人において理解できない内容であるから、法に違反するという点にある。しかし、本件処分に係る保護申請却下通知書は、法第24条第1項及び同条第2項の規定に基づき、保護の要否の決定結果及び当該決定の理由を明示したものであり、法に何ら違背するものではない。

- (1) 審査請求の理由の2において、本件処分に係る障害基礎年金、給与所得、預貯金・手持金の収入認定において、重大な過失があるとされているが、本件に係る収入認定は「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8及び「生活保護法による保護の実施要領につい

て」（昭和38年4月1日付け厚生省発社第246号厚生省社会局長通知）第8の定めるところにより請求人・世帯員からの申告及び法第29条調査の結果に基づいて行ったもので、正当な対応である。

(2) 以上のことから、本件処分は法及び関係通知に従った適法な対応であり、本件審査請求には理由がなく棄却されるべきである。

### 第3 審査庁の認定事実

(1) 請求人は、平成25年2月15日、収入が少なく生活が困難であることを理由に、保護を申請したこと。

処分庁に提出した収入申告書には、「恩給・年金等による収入」として「国民年金」を○で囲み、「最近受け取った金額」欄に160,000円の記載があったこと。

また、資産申告書には「現金」欄に0円、「預貯金」欄に、XXXXXXXXXX239円及び144,921円、秋田銀行163,879円の記載があったこと。

(2) 処分庁は、平成25年2月20日付けで法第29条に基づき年金、預貯金及び生命保険調査を実施したこと。

(3) 処分庁は、平成25年2月21日に新規申請に伴う訪問調査を実施した際、請求人に「保護のしおり」を手渡し、保護の制度について説明したこと。

また、請求人世帯の手持ち金、預貯金及び収入等の状況について確認したこと。

(4) 処分庁は、平成25年3月7日、処分庁に来庁した請求人より、三男の就労にかかわる平成24年10月、11月、1月分の給与明細の写しを受理したこと。

また、三男の通勤用定期券の料金についてXXXXXXXXXXに確認したこと。

(5) 処分庁は、平成25年2月29日付けの法第29条の規定による調査の結果、平成25年2月15日時点において、請求人がXXXXXXXXXX3,879円、XXXXXXXXXX147,745円、XXXXXXXXXX100円、XXXXXXXXXX897円、合計152,621円の預貯金を保有している事実を把握したこと。

(6) 請求人の長女名義の通帳（XXXXXXXXXX）の写しによれば、平成25年2月8日付けで「XXXXXXXXXXトクベツショウガイシヤテアテ」として78,780円が入金され、同日付けで79,000円の引き落とされており、同日の時点で当該口座の差引残高が29円であること。また、平成25年2月15日付けで「国民厚生年金」として163,850円の入金があり、同日付けで160,000円が引き落とされており、保護の申請日（平成25年2月15日）時点では差引残高が3,879円であ

ること。

(7) 処分庁は、請求人世帯の平成25年2月から同年7月までの最低生活費を1,361,234円と認定したこと。

(8) 処分庁は、認定事実(1)、(2)、(4)及び(6)により、請求人世帯のひと月当たりの収入を次のとおり確認したこと。

- ・障害基礎年金 81,925円
- ・特別障害者手当 26,260円
- ・アルバイト給与 106,549円

また、必要経費をひと月当たり14,552円、控除額16,457円と確認し、収入をひと月当たり183,725円と認定したこと。

(9) 処分庁は、認定事実(5)及び(6)により、預貯金152,651円、手持金160,000円の計312,621円を認定したこと。

(10) 処分庁は、要否判定に当たり、認定事実(8)で認定したひと月当たりの収入183,725円の6カ月分及び認定事実(9)で認定した預貯金、手持金の計312,621円の合計1,414,971円を収入充当額として認定したこと。

(11) 処分庁は、平成25年3月11日のケース検討会において、認定事実(7)及び(10)により、最低生活費と収入の対比を行い、要否判定の結果、請求人の保護申請の却下としたこと。

(12) 処分庁は、平成25年3月13日、資産(年金、就労収入等)の活用を理由に、平成25年2月15日付けで請求人の保護申請の却下に係る事務処理を行ったこと。

(13) 処分庁は、平成25年3月18日に家庭訪問した際、請求人と面接し、特別障害者手当、障害基礎年金、就労収入等で生活可能なため保護申請を却下すると伝えたこと。

(14) 平成25年3月13日付け[REDACTED]の保護却下通知書において、却下の理由が「資産活用(年金、就労収入等)により生活可能なことによります」と記載されていること。

#### 第4 判断

本件保護申請却下処分に係る処分庁の収入認定について検討する。

保護の要否については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第10のとおり、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入充当額との対比によって決定するとしており、次官通知第8-3(2)ア(ア)は「恩給、

年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受領額を認定すること。」とし、

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8-1（4）アは「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」としている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の10は「恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行うこと」としている。

これを本件についてみると、請求人は、認定事実（6）のとおり、平成25年2月15日付けで「国民厚生年金」として163,850円の入金があった同日に160,000円を引き落としており、処分庁は、認定事実（9）のとおり、引き落とした160,000円を請求人の手持金と認定しているが、これは請求人世帯の長女の障害基礎年金81,925円の2カ月分に相当し、請求人が保護を申請する直前に受給した年金額であると判断される。

また、処分庁は、要否判定に当たり認定事実（10）のとおり、認定事実（8）で認定した、請求人世帯の長女の障害基礎年金を含むひと月当たりの収入183,725円の6カ月分及び認定事実（9）で認定した預貯金、手持金の計312,621円の合計1,414,971円を収入充当額として認定し、認定事実（11）のとおり、最低生活費との対比を行った結果、請求人の保護申請を却下処分としたものである。

しかし、預貯金、手持金の計312,621円は、請求人世帯の長女の障害基礎年金額の2カ月分に相当する160,000円を含んでおり、処分庁は、収入充当額の一部の認定において障害基礎年金を二重に計上していると認められ、課長通知第10の10の取扱いに違反している。

以上のことから、本件処分は不当であり、取り消すべきである。

## 第5 結論

以上のとおり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成25年7月9日

秋田県知事 佐竹 敬久



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表するものは知事となります。）この裁決の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。

県令